

埼玉県公安委員会規程第6号

埼玉県公安委員会における個人情報の管理に関する規程を次のように定める。

平成18年3月28日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会における個人情報の管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、埼玉県公安委員会における保有個人情報の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(総括個人情報管理者)

第3条 埼玉県公安委員会における総括個人情報管理者は、埼玉県警察本部総務部総務課長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(個人情報管理担当者)

第4条 埼玉県公安委員会に、個人情報管理担当者を置き、埼玉県警察本部総務部総務課公安委員会室長をもって充てる。

2 個人情報管理担当者は、総括個人情報管理者を補佐するほか、埼玉県公安委員会における保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。この場合、埼玉県警察本部総務部文書課長と必要な連携を図るものとする。

(保有個人情報の取扱い)

第5条 総括個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(細目的事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関する細目的事項は、埼玉県警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。